

### 報告事項 3（周知・報告）

平成 27 年度教員採用選考テスト（第 1 次選考筆答テスト）及び  
教員チャレンジテスト（平成 26 年度実施）について

平成 27 年度教員採用選考テスト（第 1 次選考筆答テスト）及び教員チャレン  
ジテスト（平成 26 年度実施）の出題範囲等について、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 5 月 16 日

平成 27 年度教員採用選考テスト（第 1 次選考筆答テスト）及び  
教員チャレンジテスト（平成 26 年度実施）について（報告）

〔Ⅰ〕出題範囲等

○一般教養を廃止し、下記①～④の項目から 30 問(択一式)を出題します。

①教職教養（教育原理）

教育課程・学習指導要領、生徒指導、人権教育、特別支援教育、  
キャリア教育、安全教育、教育心理、教育史等に関すること

②教育関連の法令

教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する  
法律、地方公務員法、教育公務員特例法、学校保健安全法等に関  
すること

③教育公務員の倫理（服務規律）

教育公務員の服務規律に関すること

④教育時事

○出題数の目安は、①から 5 割程度、②及び③から 4 割程度、④から 1 割  
程度です。

〔Ⅱ〕参考資料

○H24～H26 年度教員採用選考・一次選考筆答テスト問題（一般教養除く）

○教育公務員の倫理(服務規律)に関する資料

服務規律に関する学校内外での様々な事象を例示

〔Ⅲ〕試験日程

○平成 27 年度教員採用選考テスト

第 1 次選考（筆答テスト） 平成 26 年 7 月 27 日

\* 5 月 7 日に出願締切済

○教員チャレンジテスト（平成 26 年度実施）

平成 26 年 12 月中旬実施（予定）

\* 10 月下旬までに受験案内を公表予定

※上記内容を 5 月 16 日以降府ホームページ等で公表します。

平成26年度教員採用選考・一次選考筆答テスト(一般教養問題を除く)

(H26 教採)

**1** 次の各文は、文部科学省の生徒指導提要やいじめに関する総合的な取組方針、対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)及び通知の一部である。内容として誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

1 いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。

[生徒指導提要(平成22年3月)]

2 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであるが、決して許されないことである。いじめの問題については、もとより、学校や教育委員会等において、しっかりと対応することが必要である。

[いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針(平成24年9月5日)]

3 担任は、いじめを把握したら、自らの指導方針に基づき対応を進めます。また、いじめられている児童生徒には「必ず解決する」という担任の意思を伝え、まず加害者を特定し、すぐに謝罪させることで早期解決に努めます。

[生徒指導提要(平成22年3月)]

4 いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。

[犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)  
(平成24年11月2日)]

5 情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。

[「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)

(平成20年11月)]

---

【正答】 3

(H26 教採)

**2** 次の各文は、人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月 15 日 閣議決定）及び平成 24 年版人権教育・啓発白書の一部である。内容として誤っているものはどれか。1～5 から一つ選べ。

1 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。

〔人権教育・啓発に関する基本計画〕

2 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。

〔人権教育・啓発に関する基本計画〕

3 障害者に対する保護施策をより一層推進し、「安全と保護」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する。

〔人権教育・啓発に関する基本計画〕

4 同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である。

〔平成 24 年版人権教育・啓発白書〕

5 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。

〔人権教育・啓発に関する基本計画〕

---

【正答】 3

(H26 教採)

3 次は、教育基本法の条文である。空欄A～Eに、下のア～コのいずれかの語句を入れてこの条文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人のを尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会のに寄与する態度を養うこと。

ア 理想	イ 真理	ウ 意思	エ 価値	オ 資源	カ 環境
キ 正義と責任	ク 権利と義務	ケ 安定と協調	コ 平和と発展		

	A	B	C	D	E
1	ア	ウ	ク	オ	キ
2	ア	エ	ク	カ	コ
3	イ	ウ	キ	オ	ケ
4	イ	エ	キ	カ	コ
5	イ	ウ	ク	カ	ケ

---

【正答】 4

(H26 教採)

**4** 次の各文は、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月 1 日 文部科学省）の中の特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組、特別支援学校における取組及び教育活動等を行う際の留意事項等に関する記述である。内容として誤っているものはどれか。1～5 から一つ選べ。

- 1 特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。
- 2 障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、医師等による障害の診断がなされた上で、その診断結果に合わせた指導や支援を検討し、当該幼児児童生徒が示す困難にとらわれることのないよう、障害種別の判断に重点を置いた対応を心がけること。
- 3 特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。  
特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。
- 4 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- 5 特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

---

【正答】 2

(H26 教採)

**5** 次の各文は、評価への影響に関する記述である。正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 成績や評価が全体の平均あたりに集中してしまう現象のことで、とりわけ三段階や五段階の尺度で評定するとき、中央の段階の人数が不当に多くなりがちになることを簡素化傾向という。
- B 学習実験などで試行を重ねても遂行がそれ以上伸びない頭打ち状態のことをピグマリオン効果という。
- C 教員が良く知っていたり、好感を持っている子どもを評価する際に、望ましい側面をより強調し、望ましくない側面を控えめに評価してしまいがちになることを寛容効果(寛大効果)という。
- D ある人が何かよく目立つ優れた特徴を持っていると、その人の他の特徴まで全て優れたものと判断しがちになることを光背効果(ハロー効果)という。

	A	B	C	D
1	×	×	○	○
2	×	○	○	×
3	×	○	×	○
4	○	×	○	×
5	○	○	×	×

---

【正答】 1

(H26 教採)

**6** 次の各文は、中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月 21 日）の中の体験活動に関する記述である。内容として誤っているものはどれか。1～5 から一つ選べ。

- 1 スポーツの役割は大きいですが、こうしたスポーツを始めとして集団で活動するためには、他人との意見調整やストレスの対処方法など、いわゆる「ヒューマンスキル」が重要であるとの指摘があるが、近年の若者はこの力が低下しており、体験活動や冒険的な活動などを行い、体験の中で育んでいくことが求められている。
- 2 体験活動は、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会とのかかわり等を考える契機となり、結果、他者への共感や日本人としての心の成長、個人や社会の歴史の形成につながっていく。また、自然や人とのかかわりの中で命の尊さについて学ぶことができる。
- 3 学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにしていくため、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせることが重要である。子どもたちに自らの将来を考えさせるためには、多様な年齢・立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。
- 4 不登校などの課題を抱える子どもたちに対しては、楽しみながらいろいろな世界の入り口を見せることができる体験活動を取り入れた教育が重要である。個々の子どもの状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けていくことができる。
- 5 体験活動は、主として社会教育で扱われるものであって、学校教育に取り入れるものとはされていない。そのため、地域の社会教育活動として、学校外において意図的・計画的に創出し、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠なものとして経験させることが求められている。

---

【正答】 5

## 教育公務員の服務規律について

はじめに

大阪府の公立学校教員を志す皆さんには、子どもたちの成長を支えるため、指導力や授業力の専門的な知識・技術の向上はもちろんのこと、教員として働くうえで、人権を尊重する精神や規範意識を持って日々の職務に精励されることもあわせて期待しています。たった一人といえども、ひとたび不祥事が生起すれば、公教育や学校に対する社会的な信頼を失うばかりか、子どもたちを悲しませることになります。

本資料は、教育公務員の服務規律に関する学校内外での様々な事象をとりあげ、教員に課せられている義務や規範についての基本的知識を身に付けていただくことを願い、作成いたしました。

教員採用選考テスト、教員チャレンジテストの参考として活用いただくとともに、皆さんが、大阪府の公立学校教員として、児童・生徒や保護者はもちろんのこと、地域の方々や学校長・同僚等と良き信頼関係を築き、活躍されることを願っています。

### 《目次》

1. 信用失墜行為について
2. 営利企業等の従事制限について
3. 体罰について
4. スクール・ハラスメントについて
5. 飲酒運転について
6. 会計の適正管理について
7. 個人情報取扱いについて

## 1. 信用失墜行為について

### ○基本的事項

公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。地方公務員法には、このサービスの根本基準をはじめ、地方公務員が遵守すべき服務規律に関する義務が規定されています。

【規定内容】法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）

信用失墜行為の禁止（法第 33 条）

秘密を守る義務（法第 34 条）

職務に専念する義務（法第 35 条）

政治的行為の制限（法第 36 条）

争議行為等の禁止（法第 37 条）

営利企業等の従事制限（法第 38 条）

特に教員にあつては、児童・生徒の人格形成を支援する自覚と責務をもって職務にあたる必要があります。勤務時間中はもとより私生活においても教員としての自覚をもって行動すべきであり、府民に疑惑や不信を招くような行為は、厳に慎まなければなりません。

### ○事例

地方公務員法第 33 条では、職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる行為をしてはならないとされています。

次の①～④の事例について、教員の信用を傷つけ、不名誉となる恐れがある行為かどうか考えてください。

- ① ある日、A教諭は仕事が遅くなり、最寄駅に着いたときにはバスがなくなっていた。A教諭は、近くに施錠せずに放置されている自転車があったので、これを使用して帰宅した。帰宅後、すぐに自転車を自家用車に積み、もとの場所に戻しておいた。
- ② 夏季休業中の水泳指導中に、ある児童の容態が悪くなった。指導に入っていたB教諭は、保護者に連絡を取ったが、迎えに行けないとのことであった。こうした状況を聞いた校長は、児童をすぐに病院に連れて行き、自宅まで送るようにB教諭に言った。B教諭は、出勤時の短パンにTシャツ姿に着替え、児童を受診させたのち、自宅まで送り届けた。
- ③ 野球部顧問のC教諭は、学校での勤務が終わった後、駅でDさんに出会い、食事に行くことになった。食事が終わって、支払いはDさんがすべて済ませてくれたので、C教諭はDさんにお礼を言って帰宅した。Dさんはスポーツ用品店の社長で、C教諭の勤務する学校から野球部用の物品購入で受注している業者の方であった。
- ④ E教諭は、連休中に友人と自動車で行き先に出かけた。制限速度が 40 km/h の一般道を 75 km/h で走行中、対向車と接触し車体に少し傷がついたが、そのまま走行を続けた。

**【解説】**

- ① 軽い気持ちで自転車を借りたという意識かもしれないが、犯罪行為である。日常生活においても、軽率な行動で法を犯さないよう注意しなければならない。
- ② 夏季休業中の水泳指導中で、学校長からすぐに児童を病院、自宅に送るように指示されており、その行為に問題はない。ただ、学校が夏季休業中であってもB教諭は勤務日である。緊急事態の発生や外部の来校者も想定されることから出勤時には社会人として恥ずかしくない服装を心がける必要がある。
- ③ Dさんは、C教諭が顧問の野球部の物品購入の際に利用する業者の社長（利害関係者）であり、飲食等の接待を受けることは綱紀保持指針において禁止されている。なお、割り勘であったとしても、事前に届けが必要な場合があるので注意する必要がある。
- ④ スピード違反は、死亡事故など大きな事故につながりかねない危険行為である。また、本件は対向車と事故を起こしており、警察にも通報しておらず、いわゆる当て逃げであり道路交通法に違反する。教員は、交通安全教育を推進する立場にもあり、交通法規の遵守に努め、安全運転を心がけなければならない。

**【参考】**

刑法

第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第 254 条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

道路交通法（交通事故の場合の措置）

第 72 条 交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。（以下略）

【参考】（続き）

大阪府教育委員会綱紀保持指針（抜粋）

第2章 職員の倫理行動基準

1 利害関係者との接触の規制

2. (1) に規定するほか、次のアからキに掲げる者は、職員の利害関係者であるものとみなす。

ア 私立学校の設置者等

イ 学習塾事業を行っている事業者等

ウ 民間教育事業を行っている事業者等

エ 教科書業を行っている事業者等

オ 制服等の製造業及び販売業を行っている事業者等

カ 修学旅行等を取扱う旅行業を行っている事業者等

キ その他教育関係の事業を行っている事業者等

5. 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 利害関係者から供応接待を受けること。

イ 利害関係者と共に飲食をすること。

ウ 利害関係者と共に麻雀などの遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

エ 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（中元、歳暮、せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

オ 利害関係者から講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。（地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「地公法」という。）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号、以下「教特法」という。）第17条の許可を得て行うものを除く。）

カ 利害関係者に本来自らが負担すべき債務を負担させること。

キ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

ク 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

ケ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

コ 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

サ 利害関係者をして、第三者に対シアからコまでに掲げる行為をさせること。

シ その他、利害関係者から一切の利益や便宜の供与を受けること。

## 2. 営利企業等の従事制限について

### ○事例

地方公務員法第 38 条では、職員は、任命権者の許可を受けることなく営利企業等に従事することが禁止されています。

次の①～⑤の事例について、制限される行為かどうか考えてください。

注) 実際に許可するか否かは、任命権者が職務への影響等を踏まえ個別に判断します。

- ① A 教諭は、趣味を通じて得た知識を一般の人に知ってもらうため、いくつかのブログを開設した。A 教諭は、開設したブログへの広告掲載を募り、月に数十万円の広告収入を得ていた。
- ② B 教諭の妻は、自宅近くで薬局を経営していた。B 教諭は、学校勤務が終わってから毎日深夜まで薬局の業務を手伝っていたが、妻から報酬を得ることはなかった。
- ③ C 教諭は遺産相続で、土地を相続した。C 教諭は不動産会社に依頼して、この土地に 50 室のアパートを建設した。アパートは不動産会社に管理を委託していたが、毎月 200 万円を超える家賃収入を得ていた。
- ④ D 教諭は地元の郷土史に興味があり、数々の発表を行っていた。ある日、従兄弟が趣味で主催する郷土史研究会の研修会で、講演を依頼された。講演は休日に行われ、D 教諭は交通費を含め数千円の謝金を受け取った。
- ⑤ E 教諭は地元の消防団に入団しており、火事のために年に何度か出動し、消火にあたることもある。また、年間数万円の報酬を受け取っている。

【解説】

- ① 広告収入を得ており、報酬を得て事業又は事務に従事しているとみなすことができる。教員がこの様な広告収入を得ることは、公務の公正性が疑われ、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与える恐れがあるため許可されない。
- ② 妻の名義の薬局であっても、勤務時間終了後に毎日深夜まで手伝っているとすると、実質的に共同経営しているとみなしうる。報酬を得ていなくても、このような行為は控えなければならない。
- ③ 賃貸することを目的としてアパートを建築し、日常的に多額の収入を得ている。大規模に不動産を賃貸するには、任命権者の許可が必要であり、無許可で賃貸すると懲戒処分の対象となりうる。
- ④ D教諭が依頼された研究会は、職務上の利害関係はないものと判断できる。また、休日の勤務時間外であり業務に支障がなく、謝礼額も数千円と社会通念上の範囲内であるため、差し支えない。
- ⑤ 消防団は非常勤特別職の地方公務員であり公益性が高く従事することは差し支えないが、報酬を得ていることから事前の許可が必要である。

【参考】

地方公務員法

第38条（営利企業等の従事制限）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

### 3. 体罰について

#### ○基本的事項

体罰は、学校教育法で明確に禁止されているだけでなく、傷害、暴行、脅迫等の犯罪であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されません。

教員が児童・生徒に体罰を加えることは、教員としての指導力不足をあらわしているものです。また、児童・生徒に暴力やいじめを容認する気持ちを醸成させるなど、心身に悪影響を与えるだけで、教育的効果は一切期待できません。むしろ指導を困難にすることになります。教員一人ひとりが人権意識を高めるとともに、指導力を磨く必要があります。

#### ○事例

学校教育法第11条には、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできないと規定されています。

次の①～⑤の事例について、体罰の可能性があるかどうか考えてください。

注) 体罰に該当するか否かは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

- ① A教諭は、4月から小学校3年の担任を持ち、毎日宿題を出した。ところが、クラスの中でBさんだけが宿題を提出しなかったため、A教諭は給食の時間に入るとすぐにBさん呼び出し事情を聴いた。A教諭の話が終わったのは、授業が始まる10分前であった。
- ② C教諭が昼休みに校内を巡回していると、2年生のDさんが他の生徒に一方的に暴力をふるっている場面に出くわした。そのためC教諭は、Dさんの両肩をつかんで無理やり引き離した。
- ③ E教諭はクラブの練習試合に付添っていた。試合を見ていたE教諭は、試合中に調子が出ないFさん呼び叱りつけ、平手で頬を強く叩いた。Fさんを含む部員達は平手で頬を叩く行為を「気合い」を入れてもらうためとして肯定的に受け止めていた。
- ④ ある日の昼休み、Gさんがふざけて教室の壁に落書きをした。落書きの大きさは小さなものであったが、担任をしているH教諭は終礼時にその落書きを見つけた。H教諭がクラスの児童に問いただしたところ、Gさんであることがわかった。このためH教諭は、放課後にGさんに落書きを消させた。
- ⑤ I教諭が授業をしていると、Jさんが携帯電話を使用していた。I教諭は校則に従って携帯電話を出すようJさんに求めたが、その指示に従わなかった。そこで、I教諭は、Jさんから携帯電話を取り上げようとしてもみ合いになり、Jさんは、その場に倒れて打撲を負った。なお、校則では校内における携帯電話の使用は禁止しており、教員が生徒の携帯電話使用を確認した場合、学校に一定期間預けることになっていた。

### 【解説】

- ① Bさんは昼休みが始まってから、昼食もとれない状態で担任と話していることになる。このように食事時間が過ぎても別室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うこととなり、A教諭の行為は体罰にあたる可能性がある。この場合は、給食を食べた後放課後などに、Bさんを選んで指導すべきである。
- ② C教諭の行為は、Dさんが他の生徒に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止しようとして及んだものであり、正当な行為である。教員は、児童・生徒が他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、毅然とした指導を行う必要がある。
- ③ 生徒が許容していても、平手に限らず児童・生徒を叩くのは厳禁である。体罰に頼ることなく、生徒が前向きに頑張ることができるような、適切なアドバイスが必要である。
- ④ 物を壊した場合などにおいては、清掃や現状復帰のために短い時間であれば、放課後、居残しても構わない。
- ⑤ 指示に従わなかったとはいえ、生徒ともみ合っただけで怪我を負わせるのは厳禁である。1人に対応が困難な時は決して無理をせず、授業が終わってから担任や学年団の先生に応援を求めるなど、臨機応変に対応することが必要である。

### 【参考】

#### 学校教育法

#### 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

[平成25年3月13日付け文部科学省通知

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）]

#### (1) 体罰（通常、体罰と判断され则认为られる行為）

##### ○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

#### 4. スクール・ハラスメントについて

##### ○基本的事項

教育の場におけるセクハラ行為やパワハラ行為などのハラスメントを総称してスクール・ハラスメントといわれています。スクール・ハラスメントは、教員が児童・生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うセクハラ行為をはじめとして、指導する側と指導される側、大人と子ども等の力関係のもと、児童・生徒が教員からの言動等を拒否することが困難で、被害も顕在化しにくい傾向にあります。一度発生すれば、学校教育への不信感が大きく広がるだけでなく、何よりも、児童・生徒の心身を深く傷つけ、個人の尊厳や人権を著しく侵害する絶対に許されない行為です。たとえ、児童・生徒のことを考えて行った行為であっても、児童・生徒が不快だと感じた場合には、スクール・ハラスメントとなることを強く認識しなければなりません。また、教員間や教員と保護者間におけるハラスメントについても様々な事例があり、スクール・ハラスメントに含まれます。

スクール・ハラスメントは、一人ひとりが高い人権意識を持ち、絶対に許さないという認識のもと、根絶していかなければなりません。

##### ○事例

次の①～④の事例について、スクール・ハラスメントとなる可能性があるかどうか考えてください。

注) 実際にスクール・ハラスメントに該当するかどうかは、当該行為が行われた場所的及び時間的環境等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

- ① A教諭は、授業の雰囲気をよくするつもりで、卑猥な話をしたり生徒の外見や容姿に関する発言を繰り返していた。一部の生徒たちは、A教諭の話題に面白がって受け答えしていた。
- ② 運動部の顧問をしているB教諭（男性）は、部活動の終了後、肩や腕、太腿部を数人の男子マネージャーに年に数十回マッサージをさせていた。
- ③ C教諭は、放課後、学習が遅れがちな生徒や希望する生徒に対して、補習を行っていた。この中で、C教諭はある生徒に対して、身体を近づけて個人指導を行ったり、頭を撫でたり、肩に手を置いたりした。
- ④ D教諭（男性）は、クラスの女子生徒から勉強に関する相談を受けた。やがて、D教諭は女子生徒と親しくなり、互いに好意を寄せているという内容のメールをやり取りするようになった。数ヶ月後、生徒からの返事が来なくなったが、D教諭は、その後も好意を寄せているという内容のメールを送っていた。

【解説】

- ① 教員が、児童・生徒を不快にさせる「性的な言動」は、スクール・ハラスメントとなる可能性が高い。卑猥な話はもちろんのこと、外見や容姿など身体的特徴について、不必要に繰り返し話すことも該当する可能性が高い。
- ③ 部活動の指導に関わって、スキンシップやマッサージと称して児童・生徒の身体を不必要に触ったり、指導者の体に触れさせることは、性別を問わず許されない。
- ③ 生徒に対して、必要以上に身体を近づけたり、頭を撫でたり、肩に手を置いたりすることにより、生徒が不快に感じる場合が多い。特別な意識がなくても、生徒が不快に感じた場合、スクール・ハラスメントとなる。
- ④ 教員が特定の児童・生徒と勤務時間内外に関わらず指導に関係のない電話やメールのやり取りすることは好ましくない。また、女子生徒に好意を寄せているという内容のメールを送ることは、教員としてあってはならない行為である。

【参考】

職員の懲戒に関する条例（昭和 26 年 11 月 8 日 大阪府条例第 42 号）

（懲戒処分の基準）

第二条 別表の中欄に掲げる行為（法第二十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下「非違行為」という。）をした職員に対する標準的な懲戒処分の種類は、同表の下欄に定めるとおりとする。

別表（第二条関係）〔抜粋〕

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
二十四	児童又は生徒にわいせつな行為をすること。	免職
二十五	児童又は生徒に体罰をすること。	戒告、減給又は停職
二十六	相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言動をすること。	戒告、減給又は停職
二十七	二十六の項のうち、常習的に性的な言動をすること。	免職
二十八	二十六の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	免職

## 5. 飲酒運転について

### ○基本的事項

飲酒運転は、飲酒量の多少に関わらず道路交通法で禁止されている違法な行為です。また、重大交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪です。

飲酒運転は、自分の意思で防ぐことのできる行為であり、法を遵守し、また、児童・生徒に遵法精神を説くべき教員の信頼を失わせるもので、絶対に許されず、決して行ってはなりません。

### ○事例

次の①～④は飲酒運転等にあたる行為であるが、A教諭は、どのような行動をとるべきであったか考えてください。

- ① A教諭は、自宅で晩酌をするのが日課で、毎日ビール1本（大ビン）と日本酒1合を飲んでいました。ある日の晩酌後、担任を持つクラスの生徒の保護者から、子どもが家出をしたとの連絡を受けた。A教諭は、自分が飲酒していることも忘れて、自動車で生徒の自宅に向かった。
- ② A教諭は、帰宅途中に友人と偶然会い、居酒屋に飲みに行くことになった。話が盛り上がり、店を出るときには最終電車が出た後だった。聞くと、友人は自動車を近くの駐車場にとめており、お酒をあまり飲んでいなかったため、友人の自動車に乗せてもらい、自宅へ向かった。
- ③ ある日、友人のBさんがA教諭宅を自動車で訪れた。A教諭とBさんは最初ジュースを飲んでいましたが、話が盛り上がり少しだけお酒を飲むことにした。飲酒後、時間が少し経ったので、Bさんに気をつけるように言って送り出した。
- ④ 4月のある金曜日、A教諭は勤務先の学校の歓送迎会に出席した。午後7時に始まった歓送迎会は盛り上がり、A教諭はビール5本（大瓶）を、2次会では日本酒3合を飲み、深夜に帰宅した。次の日、A教諭は早朝5時から友人との約束で、自動車を運転してゴルフ場に出かけた。

## 【解説】

- ① 通常、缶ビール1本（350mL）を飲めば、呼気より酒気帯び運転と判断されるに十分なアルコール量が検出される。すぐに駆けつけなければならない事態であっても、飲酒後の自動車の運転は厳禁である。この場合、管理職や他の教員に連絡を取り対応をお願いするか、現地に向かうならばタクシーを使用するなどの対応をとるべきである。
- ② 自らが飲酒運転をしなくても、飲酒運転の車に同乗することは違法である。また、飲酒後に運転をしようと考えている者とは飲酒をしない、又は飲酒に同席したものが運転しようとしている場合は、運転させないようにしなければならない。この場合は、タクシーを利用するか代行運転サービス等を利用するなどの対応をとるべきである。
- ③ 自らが飲酒運転をしなくても、運転する者が飲酒運転となることを知りながら、飲酒を勧めたり提供することは禁止されている。まずは、Bさんが自動車で訪れていることから、飲酒は絶対に避けなければならない。仮に飲酒したうえでBさんが自動車で帰宅するのではあれば、代行運転サービスを利用するなどの対応をとるべきである。
- ④ 体からアルコールが抜けるまでに必要な時間について、政府広報によると、「睡眠によって分解が促進されることはなく、また、一般的な中ジョッキサイズのビール（約500ml）には純アルコールが20グラム程度含まれており、個人差はあるものの、このアルコール量を分解処理するのに約5時間も要すると言われ、当然、飲酒量が増えるとアルコール分解時間も長くなる」と示されています。F教諭が飲んだアルコール量から、自動車でゴルフ場に向かった時点では、かなりのアルコールが体内に残っているものと考えられるため、前日の酒量を控える、又はゴルフを約束した友人に迎えに来てもらうなどの対応をとるべきである。

## 【参考】

### 道路交通法

#### 第65条（酒気帯び運転の禁止）

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

## 6. 会計の適正管理について

### ○基本的事項

学校では、学校教育活動や学校運営を円滑に進めていくために、修学旅行の積立金、学年費、PTA 会費など様々な徴収金を取り扱っています。

これらの徴収金は児童・生徒の教育のために保護者から預かった金銭であり、その会計事務の処理は、学校徴収金及び団体徴収金の会計処理基準に定めるもののほか、公金に準じた厳正な取扱いが必要です。

### ○事例

次の①～③は、違法または不適切な会計処理の例です。これらの会計処理について、どのようにすべきであったか考えてください。

- ① A 教諭は、夏休み中にクラブの合宿を行った。生徒の保護者から集めた合宿費用について、業者との折衝によって残額が生じたので、その中から合宿に必要な自分の宿泊費の支払いに充てた。
- ② B 教諭は、C 高校の出身者で同窓会の会計責任者であった。先月、B 教諭は自らのローン返済に充てるお金が不足したため、一旦、同窓会の会計から引き出してこれを返済に充てた。今月に入って B 教諭は、引き出したお金と同額を、給料から同窓会の会計に戻した。
- ③ D 教諭が顧問をしているクラブでは、毎年決まった物品を購入している。ところが、今年度は必要数が増えたため予算に不足が生じることが分かった。そこで、D 教諭は、その不足分を翌年度の予算で支払うことを業者に約束して、今年度の必要数を確保した。

【解説】

- ① 保護者から集めた合宿費用については、公金に準じた厳正な取扱いが必要である。そのため、教員自身が価格交渉して費用が余ったからと言って、自分の費用にあてることは厳禁である。残金は、保護者に返金するなど、適正な処理が必要である。
- ② OBとして学校の同窓会の会計を担当することは職務ではないが、一時的な流用であっても、無断で私的にお金を出し入れすることは横領にあたる。
- ③ 予算を超えた発注や支払いはできない。予算の範囲内に必要数を精査するか、予算を増額するかの適切な会計処理を行う必要がある。

【参考】

刑法

(横領)

第 252 条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

職員の懲戒に関する条例（大阪府条例第 42 号）

(懲戒処分の基準)

第二条 別表の中欄に掲げる行為(法第二十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下「非違行為」という。)をした職員に対する標準的な懲戒処分の種類は、同表の下欄に定めるとおりとする。

別表(第二条関係) [抜粋]

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
四十	故意に公金等の不適正な会計処理を行い、現金等を捻出すること。	停職又は免職
四十一	故意に公金等の不適正な会計処理を行い、公金等を本来使用すべき目的又は用途以外の業務に使用すること。	減給又は停職
四十二	公金等を不適正に管理すること又は公金等に関する虚偽の報告を行うこと。	戒告又は減給

## 7. 個人情報の取扱いについて

### ○基本的事項

学校には、教育活動を通じ児童・生徒、保護者等に関する様々な個人情報が蓄積されており、教員はこれらの個人情報に日々接する立場にあります。

教員は、個人情報の紛失や盗難が学校に対する信用を失墜させるばかりか、個人のプライバシーの重大な侵害にもなり、大きな被害の発生につながることを十分認識し、関係法令や校内のルールを遵守しなければなりません。

### ○事例

次の①～③は、違法又は不適切な対応事例です。どのようにすべきであったかを考えてください。

- ① A教諭は友人と酒を飲みに行った際、友人の近所に住んでいるBさんの話題になった。BさんはA教諭が担任をしているクラスに在籍しており、様々な家庭事情を抱えていた。A教諭は酔っていたこともあり、Bさんの家を家庭訪問した際に知った家庭内の様々な事情を友人に話した。
- ② C教諭は、小学校4年の学級担任である。C教諭は、先輩のD教諭から「緊急時に保護者に連絡するために、児童の連絡先一覧表を持っておくとう便利である。」とアドバイスを受けた。C教諭は、年度当初に作成した家庭調査票をコピーし、カバンに入れ持ち歩いていたが、ある日の帰宅途中にひったくりに遭い、家庭調査票のコピーの入ったカバンをとられた。家庭調査票には生徒の家族構成、住所、電話番号、地図、健康状態などが記載されていた。
- ③ E教諭は、進路指導に活かすため、全国規模で模擬試験を実施する業者に生徒の学期毎の定期テストの成績を提供し、状況分析を依頼した。

**【解説】**

- ① 生徒の個人情報を他人に漏らすことは厳禁であり、地方公務員法に規定される守秘義務違反にあたる。家庭訪問で得られた情報は、極めて重要な個人情報が多く含まれることが考えられ、他者に漏らしてはならない。
- ② 便利であっても、生徒の個人情報を無断で持ち出してはいけない。学校には、成績情報をはじめとして、外部に持ち出してはいけない書類や情報が多くある。生徒の個人情報を持ち出す必要がある場合は、事前に学校長に相談し許可を受けなければならない。
- ③ 生徒の成績は個人情報であり、進路指導といえども目的外の利用、外部（実施機関以外）への提供は条例違反にあたる。  
仮に、個人情報を収集し利用することがあれば、事前に学校長に相談するべきである。

**【参考】**

地方公務員法

第 34 条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

大阪府個人情報保護条例

第 8 条（利用及び提供の制限）

実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第 11 条（職員等の義務）

実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。